

福 議 号
平成23年4月22日

福島町議会基本条例諮問会議
会 長 今 河 敏 行 様

福島町議会議長 平 野 隆 雄

福島町議会基本条例に関する諮問会議条例第2条の規定に基づき、次のとおり諮問する。

諮 問

適正な議員定数及び歳費（報酬）の確立を期すため、次の事項について貴会議の意見及び調査審議を求める。

1. 意見を求める事項

- (1) 福島町議会議員定数を別紙1のとおり改正する。
- (2) 福島町議会議員の議員歳費を別紙2のとおり改正する。

2. 調査審議を求める事項（継続調査）

- (1) 「平成22年度 議会評価」の検討
- (2) 議会基本条例全体の検討

〔別紙1〕

改正内容

現行の議員定数12人を11人に改正する。実施時期は、平成23年8月執行予定の福島町議会議員選挙からとする。

改正理由

議員定数は、議会制民主主義の根幹をなすものであるが、適正な議会運営のために議員が最低何人必要か、また人口に応じた適正規模はどうかといった点について明確な理論的根拠はありません。地方自治法第91条の規定により、人口が5,000人以上10,000人未満の福島町の議員定数の上限数は18人です。議員定数は、財政ありき、あるいは人口減という要素だけで判断するものではなく、各々の町における議会の本来的機能を十分に発揮していくための組織・構成の観点にたって検討すべきものと思います。

現行の議員定数は、松前町との合併協議の破綻を受け、福島町として自主・自立の運営を選択したことや深刻な財源不足などを考慮して、行財政改革を求める立場の議会自らが議員に厳しい内容の改正が必要と判断し、14人から2人減の12人としたものです。

議会基本条例の前文にあるように、今後の地方分権改革は、国と地方を「対等・協力」の関係とし、「自由と責任」、「自立と連携」を基本原則とした完全な自治体として「地方政府」を目指すことになり、「地方政府」を担う行政と議会に対する改革の要請は厳しく、責任は重大となり、果たす役割は一層重要となります。

こうした中で議会では、昨年5月から議会基本条例諮問会議に対する「議員定数及び議員歳費の検討」の諮問から始まり、昨年12月に同会議からの答申を受け、議会運営委員会及び全員協議会の検討と併せて住民懇談会で意見を聴取しました。住民懇談会には、議員定数12人、11人、10人とする3案を示し懇談が行われ出席者からは、10人とする意見が多くありました。

最終的には、議会基本条例第14条第3項の規定に鑑み、福島町の将来人口の推移や、議員一人当たりの人口、財政負担などを考慮した上で、議員定数を1人減とし、11人とするものです。現行より議員は1人減となりますが、民意の反映が低下する危惧を極力避けることができ、また議会活動に重要な常任委員会も現行の2常任委員会を維持することが可能になります。

〔別紙2〕

改正内容

現行の議員歳費月額を、次のとおり改正する。実施時期は、平成23年9月1日からとする。

議員	156,000円	(現行 131,000円)	改定額 25,000円	率 19.1%
委員長	168,000円	(現行 141,000円)	改定額 27,000円	率 19.1%
副議長	185,000円	(現行 155,000円)	改定額 30,000円	率 19.4%
議長	232,000円	(現行 198,000円)	改定額 34,000円	率 17.2%
(平均)			(改定額 29,000円)	率 18.6%

改正理由

現行の議員歳費は、松前町との合併協議の破綻を受け、福島町として自主・自立の運営を選択したことや深刻な財源不足などを考慮して、行財政改革を求める立場の議会自らが議員に厳しい内容の改正が必要と判断して、議員定数の削減と併せて歳費を削減したのになっています。削減の内容は、議員12人で10人分の経費を賄うという考え方です。この結果、平成22年7月1日現在の福島町の議員歳費は全道の類似団体の中では最も低い額となっています。

こうした中で議会では、昨年5月に議会基本条例諮問会議に対する「議員定数及び議員歳費の検討」を諮問し、同年12月に答申を受けました。諮問会議の検討で最も苦慮したのが、議会基本条例第14条第2項の規定による「歳費の標準率(額)・歳費額」の在り方でした。全国的に見ても議員の歳費月額を決める確かな方法はなく、一定の方式を検討することは、福島町議会では初めてのことであり、判断が極めて難しい点がありました。結果としては、議員の議会活動日数と町長の職務遂行日数の比率を三役(町長、副町長、教育長)の平均給料月額に乗じて算定する「福島町方式」とし、議員歳費174,000円を標準額とするものです。これらの内容を踏まえ、議会運営委員会及び全員協議会の検討と併せて住民懇談会で意見を聴取しました。住民懇談会では、答申の174,000円と10%減の156,000円の2案を示し懇談が行われ、答申の174,000円に反対する意見と、10%減の156,000円は理解する意見に概ね分かれてきました。答申の10%減の考えは、副町長及び教育長の現行給料月額が平成15年より9.8%削減されていることによるものです。

最終的には、議会基本条例第14条第3項の規定に鑑み、福島町の財政状況及び将来の財政推計、財政負担などを考慮した上で、議員歳費は156,000円とするものです。なお、役職の調整は、委員長は1.08、副議長1.19、議長1.49をそれぞれ議員歳費に乘じ得た額(千円未満切り捨て)とするものです。

資料1

1. 議員定数等の変遷

(単位人、%)

区分	人口	世帯数	有権者数	投票者数	投票率	議員定数	立候補者数	議員1人当たりの町民数
S38	12,629	2,272	6,678	5,482	82.09	26	37	486
S42	11,900	2,465	6,587	5,602	85.05	26	—	458
S46	11,622	2,764	7,143	6,183	86.56	26	34	447
S50	12,188	3,121	7,741	6,904	89.19	26	35	468
S54	11,564	3,081	7,613	6,772	84.62	26	30	445
S58	10,601	3,011	7,154	6,316	88.29	22	26	482
S62	9,314	2,830	6,641	6,014	90.56	18	26	517
H3	8,376	2,748	6,220	5,593	89.92	18	20	465
H7	7,620	2,693	5,906	5,182	87.74	16	17	476
H11	6,997	2,615	5,653	4,812	85.12	16	18	437
H15	6,512	2,602	5,404	4,573	84.62	14	16	465
H19	5,708	2,444	4,858	3,790	78.02	12	13	475
H23	5,164					(11)		

(注) H23の人口は3月末

2. 渡島管内の議員定数等 (H22.7.1現在)

(単位人)

町名	人口	現行定数	次期定数
福島町	5,244	12	(11)
松前町	9,300	14	12
知内町	5,227	12	10
木古内町	5,342	12	10
鹿部町	4,595	10	10
七飯町	28,788	18	18
森町	18,174	22	16
八雲町	19,052	20	20
長万部町	6,519	12	10

資料2

3. 議員歳費の変遷等

年月日	歳費月額 (円)				議員歳費改定額と率 (円、%)	期末手当 (支給率)	町長の 給料	摘 要
	議 長	副議長	委員長	議 員				
S40.12.1	12,500	11,000		10,000		300/100	140,000	
S41.1.1	20,000	17,000		14,000	4,000 (40.0)		140,000	
S43.10.1	25,000	20,000		17,000	3,000 (21.4)		170,000	
S46.7.1	30,000	25,000		22,000	5,000 (29.4)		200,000	
S47.12.1						400/100		期末手当 改正
S48.4.1	55,000	48,000	45,000	40,000	18,000 (81.8)		250,000	
S49.4.1	75,000	60,000	55,000	50,000	10,000 (25.0)		300,000	
S51.9.1	100,000	80,000	75,000	70,000	20,000 (40.0)		360,000	
S53.6.1	125,000	100,000	95,000	90,000	20,000 (28.6)		420,000	
S55.6.1	160,000	125,000	115,000	110,000	20,000 (22.2)		550,000	
S60.12.1	200,000	160,000	150,000	140,000	30,000 (27.3)		600,000	
H2.4.1	230,000	175,000	160,000	150,000	10,000 (7.1)		700,000	
H3.12.1						425/100		期末手当 に 15/100 加算
H5.4.1	255,000	200,000	180,000	170,000	20,000 (13.3)		800,000	
H17.4.1	245,000	195,000	175,000	165,000	▲5,000 (▲2.9)	(355/100)	650,000	期末手当 を 75/100 減額支給
H 18.4.1	234,000	184,000	165,000	157,000	▲8,000 (▲4.8)		650,000	
H 19.9.1	198,000	155,000	141,000	131,000	▲26,000 (▲16.6)		650,000	
H 22.4.1						390/100		期末手当 35/100 引き下げ
H23.4.1						370/100		期末手当 20/100 引き下げ

資料3

4. 役職別議員歳費等の比較（年間予算ベース）

（単位：千円、％）

役職	区分	年間予算額			
		月額歳費	期末手当	共済費	計
議長	現行	2,376	844	272	3,492
	改正	2,784	985	331	4,100
	増減	408	141	59	608
副議長	現行	1,860	661	272	2,793
	改正	2,220	787	331	3,338
	増減	360	126	59	545
委員長	現行	1,692	600	272	2,564
	改正	2,016	715	331	3,062
	増減	324	115	59	498
議員	現行	1,572	557	272	2,401
	改正	1,872	664	331	2,867
	増減	300	107	59	466
（全議員分）					
12人	現行	20,316	7,204	3,269	30,789
11人	改正	22,284	7,901	3,650	33,835
▲1人	増減	1,968	697	381	3,046
▲8.3	増減率	9.7	9.7	11.7	9.9
<p>〔備考〕</p> <p>1. 期末手当の支給率は3.7月。役職加算は歳費月額額の15%。</p> <p>2. 改正11人の内訳は、議長、副議長、委員長3人、議員6人としている。</p>					

資料4

5. 渡島管内の議員報酬等 (H22.7.1 現在)

(単位：円)

町名	議長	副議長	委員長	議員	町長
福島町	232,000	185,000	168,000	156,000	650,000
松前町	257,000	200,000	183,000	176,000	656,000
知内町	243,000	190,000	171,000	162,000	685,000
木古内町	230,000	180,000	162,000	153,000	420,000
鹿部町	239,000	185,000	167,000	158,000	729,000
七飯町	330,000	260,000	240,000	230,000	800,000
森町	265,000	210,000	190,000	180,000	609,000
八雲町	270,000	210,000	190,000	180,000	712,800
長万部町	250,000	205,000	185,000	175,000	648,000
(渡島・全道・類似団体の平均)					
渡島平均	256,333	201,666	182,666	173,333	656,408
全道平均	259,424	207,667	188,831	175,445	685,731
類似平均	263,064	209,932	190,626	176,240	692,408
<p>〔備考〕</p> <p>1.福島町は改正額で記載している。</p> <p>2.各町の金額は、北海道町村議会議長会の実態調査集計表により記載している。</p> <p>3.全道平均は、144町村議会による。</p> <p>4.類似平均は、人口規模が5千人以上1万人未満の50町村議会による。</p>					

資料5

議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

改正前	改正後
<p>(歳費)</p> <p>第2条 議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の歳費は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 <u>198,000円</u> 副議長 月額 <u>155,000円</u> 常任委員長 月額 <u>141,000円</u> 議会運営委員長 月額 <u>141,000円</u> 議員月額 <u>131,000円</u></p> <p>2 歳費の標準率等については、議員の身分、性格、活動状況から全国町村議会議長会が示す適正標準率等を参考として定める。</p> <p>(中略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(歳費)</p> <p>第2条 議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の歳費は、別表第1に掲げる計算式によつて計算した次に掲げる額とする。</p> <p>議長 月額 <u>232,000円</u> 副議長 月額 <u>185,000円</u> 常任委員長 月額 <u>168,000円</u> 議会運営委員長月額 <u>168,000円</u> 議員月額 <u>156,000円</u></p> <p>(中略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第2のとおりとする。</p> <p>3 (略)</p>

別表第1を別紙のとおり定める。

附 則

この条例は、平成23年9月1日から施行する。

別表第1

職	計算式	備考
議長の歳費	議員の歳費×1.49	1,000円未満の額があるときは、その額を切り捨てた額とする。
副議長の歳費	議員の歳費×1.19	
常任委員長の歳費	議員の歳費×1.08	
議会運営委員長の歳費	議員の歳費×1.08	
議員の歳費	町長、副町長及び教育長の給料月額平均額×0.3×0.9 (町長、副町長及び教育長の給料月額平均額に1,000円未満の額があるときはその額を切り捨てた額とし、0.3を乗じて得た額及び0.9を乗じた額に1,000円未満の額があるときは、その額を切り捨てた額とする。)	

(注) 計算式により算出した議員歳費の額が、全道類似団体の議員報酬額の最低額を下回るときは、全道類似団体の議員報酬額の最低額とする。